第

5 2 7 9

무



1994年1月6日創刊,每日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2015年)$ 平成27年 7月 31日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 会議費の範囲

 ${f A}$:次のようなものになります。

【解説】

会議費とは、「会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用」をいい、会議に際して社内又は通常会議を行う場所において、通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の接待に要する費用がこれに該当するとされています。会議費についての注意点は、次のとおりです。

①社内又は通常会議を行う場所とは、場所を 規制したものではなく、昼食程度の意味を表 しているものですので、会議の実体があれば 食堂やレストランであってもかません。 ②通常供与される昼食程度の飲食物とは、で 食物の程度を表していきませんのでませんの飲食等が夕食であったとしても、昼食た その飲食等が夕食であったとになります。また、 金額的な目安は特に示されていませんがことになりませんで ったとになりませんのままた、 金額的な目安は特に示されていませんがことになります。 なり、実質によって判断されることになります。 す。

③会議には、社員だけの会議のほか、来客との商談や打合せ等も含まれますので、この場合に供与する昼食程度の飲食物も交際費には該当しません。







